

令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する 小金井市物価高騰対策給付金（10万円/1世帯）のご案内

- ・ 小金井市物価高騰対策給付金（1世帯あたり10万円）は、**令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯**や令和6年1月から9月までに予期せず家計が急変した世帯を支援する給付金です。
- ・ 給付金を受給するためには、申請期限までに**手続きが必要**です。
- ・ 支給対象世帯のうち、**18歳以下の子どもを扶養する世帯**は、子ども加算（子ども一人あたり5万円）について、別途申請が必要です。

支給額

1世帯あたり **10万円**

申請期限

令和6年10月15日（火）まで

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

基準日（令和6年6月3日）時点で小金井市に住民登録がある、世帯全員の

- ①令和6年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
- ②令和6年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

申請時点かつ基準日（令和6年6月3日）時点で小金井市に住民登録がある、

- ③**予期せず**令和6年1月～9月の収入が減少し「**住民税均等割のみ課税相当**」の収入となった世帯（**家計急変世帯**）

以下に該当する世帯は対象とはなりません。

- 令和5年度に実施した、令和5年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金※の支給対象世帯**（辞退等の理由で未受給の場合も含む）

※小金井市における、小金井市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）に相当する、他自治体の給付金対象者も含む

- 租税条約に基づく令和6年度住民税の免除を届け出ている方がいる世帯

- 令和6年度住民税課税者に税法上扶養されている住民税非課税世帯

- （例）・親（課税）に扶養されている大学生の単身世帯（非課税）
・子（課税）に扶養されている両親世帯（非課税）など



支給までの流れ・支給時期は裏面をご確認ください。

